

- 実施期間：令和3年8月20日（金）から9月12日（日）まで 24日間
- 対象区域：県内全域（全44市町村）

要請項目		要請内容 (赤字下線部：まん延防止等重点措置からの変更点)
営業時間短縮要請など	飲食店など	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 午後8時から午前5時までの営業自粛</li> <li>■ 酒類の提供（持ち込みを含む）終日停止 <small>(提供を停止しない店舗には休業要請)</small></li> <li>■ <u>全てのカラオケ設備（カラオケボックスなどを含む）の利用終日停止</u> <small>(利用を停止しない店舗には休業要請)</small></li> </ul> <p>※酒類提供やカラオケ利用を行わなければ、午後8時まで営業可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <u>結婚式は、</u> 「<u>宴会は90分以内、なるべく少人数（人数上限50人かつ収容率50%以下）で開催</u>」 <u>するよう協力依頼</u></li> </ul>
	大規模集客施設 (1,000㎡超)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 午後8時から午前5時までの営業自粛 (イベント開催・映画上映時は、午後9時以降の営業自粛)</li> </ul>
大規模商業施設等 に対する 入場者の整理など		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 入場制限：通常時の2分の1に (「茨城県非常事態宣言」として、全ての商業施設等を対象に要請中)</li> <li>■ 利用者への、マスク着用等の対策の周知</li> <li>■ 対策に協力しない利用者への、入場禁止</li> </ul>
不要不急の外出・ 高リスク行動の自粛		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 不要不急の外出自粛</li> <li>■ 午後8時以降、飲食店等への出入り自粛</li> <li>■ 少人数で行動し、混雑する場所を避ける</li> <li>■ 路上・公園などでの集団飲酒等の自粛</li> </ul>
他都道府県との 往来自粛		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県境をまたぐ往来は極力自粛</li> <li>■ やむを得ず往来する際は、感染症対策を徹底するなど特に注意</li> </ul>
イベントなどの開催制限		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開催する場合は、人数上限5,000人 かつ 収容率50%以下</li> </ul>
出勤者数の削減		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ テレワークや時差出勤の活用</li> </ul>